

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事	
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) 株式会社 堀場エスエック 代表取締役社長 堀場 厚 電話 075 - 693 -

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	流体制御機器の製造、販売
該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者 (大規模エネルギー使用事業者 (原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者 (大規模運送事業者 (トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者 (その他の温室効果ガスの大規模排出事業者 (二酸化炭素に換算して3,000トン以上))
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月
基本方針	全社で環境マネジメントシステムを運用し、環境に配慮した製品の開発・製造、環境汚染の予防、資源・エネルギーの節減、環境の保護・改善に努める。
推進体制	取締役生産本部長を最高責任者とする環境マネジメントシステムの下、環境目標として温室効果ガスの排出削減を行ない、年間4回社内の環境会議においてその進捗管理を行なう。

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容
	18	空調設備、調整用設備	年度内の実績調査と地球温暖化ガスの排出回収分解装置の調査と見積もりを行なう。
19	調整用設備	地球温暖化ガス、主にSF6ガスの分解設備を導入し、非エネルギー起源の温暖化ガスの排出量を全体で7.2.3%削減する。	

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度 (実績)	目標年度 (計画)	削減率 (計画)	報告年度 (実績)	削減率 (実績)
		(17) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	(19) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	(%)	(18) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	(%)
	A 事業所等排出区分	1,833 t	2,181 t	19.0 %	1,811 t	-1.2 %
	B 輸送車両排出区分	- t	- t	- %	- t	- %
	C その他排出区分	10,171 t	2,811 t	-72.3 %	1,691 t	-83.3 %
	排出合計	*1 12,004 t	*2 4,990 t	-58.4 %	*4 3,503 t	-70.8 %

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度 (計画)			報告年度 (実績)		
		取組量等 (二酸化炭素換算 (t))			取組量等 (二酸化炭素換算 (t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	(整備面積) ha	(吸収量) t		
	府内産の木材の利用	(利用量) m³	(削減量) t	(利用量) m³	(削減量) t		
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量) kWh	(削減量) t	(売電量) kWh	(削減量) t		
	グリーン電力の購入	(購入量) kWh	(削減量) t	(購入量) kWh	(削減量) t		
	削減量等合計		*3 t		*5 t		

差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度 (実績)	目標年度 (計画)	削減率 (計画)	報告年度 (実績)	削減率 (実績)
		*1 12,004 t	(17)-(19) 4,990 t	-58.4 %	(18)-(19) 3,503 t

特記事項

1. 温室効果ガスは平成17年度基準で58.4%削減を目標にする。
2. ごみの排出については全社的なリサイクル運動を進め最終目標としてリサイクル率100%を目指す。
3. グリーン調達を含む環境適合設計を進める。
4. 社有車輛を入替えの時は高環境性能仕様車に変更し、運転者には低燃費走行を義務づける。
5. 通勤交通手段としてマイカーから公共交通機関利用への啓蒙の実施。

(「Cその他排出区分」の排出量減少は、温室効果ガスであるSF6等の使用量減少によるもの。)

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
 5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。